

○勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例

(昭和 53 年 3 月 28 日条例第 11 号)

改正 平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号 平成 6 年 12 月 28 日条例第 19 号
平成 8 年 3 月 29 日条例第 3 号 平成 8 年 12 月 27 日条例第 18 号
平成 18 年 12 月 25 日条例第 24 号 平成 20 年 3 月 21 日条例第 22 号
平成 24 年 3 月 26 日条例第 19 号 平成 24 年 9 月 25 日条例第 6 号
平成 25 年 3 月 29 日条例第 17 号 平成 25 年 6 月 28 日条例第 2 号
平成 25 年 12 月 20 日条例第 9 号 平成 26 年 9 月 22 日条例第 7 号
平成 30 年 3 月 23 日条例第 19 号 平成 31 年 3 月 22 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、母子父子家庭等に係る医療費の一部を助成することにより、その健康の安定と向上を図り、もって母子父子家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「母子父子家庭等」とは、母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭をいい、その意義は次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 母子家庭とは、次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童(月の途中において満 20 歳に達する場合は、その月の末日までこの助成の対象とする。以下同じ。)の母がその児童を監護している家庭又は母がないか若しくは母が監護しない場合において、当該児童の父若しくは母以外の者がその児童を養育(その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)している家庭で、市長が適当と認めたものをいう。

ア 父母が婚姻を解消した児童(父と生計を同じくしている児童又は母の配偶者に養育されている児童は除く。)

イ 父が死亡した児童

ウ 父又は母の配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている状態にある児童

エ 父の生死が明らかでない児童

オ 父が引き続き 1 年以上遺棄している児童

カ 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第 10 条第 1 項の規定による命令(母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

キ 父が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

- (2) 父子家庭とは、次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童の父がその児童を監護している家庭で、市長が適当と認めたものをいう。
- ア 父母が婚姻を解消した児童(母と生計を同じくしている児童又は父の配偶者に養育されている児童は除く。)
 - イ 母が死亡した児童
 - ウ 母又は父の配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている状態にある児童
 - エ 母の生死が明らかでない児童
 - オ 母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
 - カ 母が配偶者暴力防止法第 10 条第 1 項の規定による命令(父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
 - キ 母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (3) 寡婦家庭とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 4 項に規定する寡婦及び配偶者と死別又は離別し婚姻をしていない女子若しくは配偶者が 1 年以上生死不明、法令による拘禁又は 1 年以上遺棄されている女子で他に同居している者がいない家庭をいう。
- 2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
 - (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
- 3 この条例において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する次の給付及び支給をいう。
- (1) 療養の給付
 - (2) 入院時食事療養費
 - (3) 保険外併用療養費
 - (4) 入院時生活療養費
 - (5) 療養費
 - (6) 訪問看護療養費
 - (7) 家族療養費
 - (8) 家族訪問看護療養費
- 4 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又はこれらの者の被扶養者(社会保険各法の規定により継続給付を受けている者を含む。以下これらを「被保険者等」という。)が負担すべき金額をいう。

- 5 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定により保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。
- 6 この条例において「協力医療機関」とは、母子父子家庭等に対する医療を行った場合、当該医療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提供する等の協力をする医療機関をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例による医療費の助成(以下「助成」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、当市に住所を有する母子父子家庭等の母、父及び児童(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条及び第134条に定める学校に在学している児童については、当市に住所を有しない者を含む。)並びに一人暮らしの寡婦であつて、かつ、被保険者等であるものとする。ただし、ドメスティックバイオレンス(配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)被害者で住民票が異動できない場合は、事実上の住所により助成対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とならない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(障害児施設を除く。)に入所している児童

(受給者証の交付申請)

第4条 前条に規定する者が助成を受けようとするときは、あらかじめ市長から当該助成を受ける資格(以下「受給資格」という。)がある旨の証明書(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の受給者証の交付の申請があつたときは、受給資格についての審査を行い、受給者証の交付の適否の決定を行うものとする。

(助成対象者の制限)

第5条 第3条に規定する助成対象者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 助成対象者の前年の所得及びこれらの者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、その者と生計を同じくする者の前年の所得(1月から10月までの医療費に係る一部負担金については前々年の所得(ただし、平成31年8月から10月までは前年の所得))が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に定める所得制限基準額を超えていないこと。
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受け、その年の所得につき、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する所得税が課せられないものと市長が認める者であること。

(助成金の支給)

第6条 市長は、助成対象者が母子父子家庭等に係る保険給付が行われた場合には、その負担すべき一部負担金の額（次項に定める場合を除く。）を助成金として支給する。ただし、規約又は定款により附加給付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額（他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。）を控除した額とする。

2 市長は、助成対象者が母子父子家庭等に係る医療の給付に要した費用を勝山市に納付しなければならない場合で、規則で定めるときは、前項の支給されるべき助成金の額をもって相殺することができる。

3 市長は、協力医療機関の情報に基づき国保連または支払基金から請求があった場合には、第1項に規定する助成金を申請受給者に代わり当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、申請受給者に対し助成があったものとみなす。

（助成の申請）

第7条 前条の助成は、申請に基づき行うものとする。ただし、協力医療機関において医療を受けた場合の助成は、国保連又は支払基金から市長に当該医療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報の報告があったときに申請があったものとみなす。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他の不正な行為により、母子父子家庭等医療費の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第6条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

（助成の制限）

第9条 市長は、助成対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度においては支給をせず、又は既に支給した金額を返還させることができる。

（時効）

第10条 助成を受ける権利は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 医療機関からの一部負担金の請求が遅延したとき。 当該請求のあった日の翌日

(2) 災害その他のやむを得ない理由により、助成対象者が第7条の申請をすることができなかったとき、又は国保連若しくは支払基金から同条ただし書の報告がされなかったとき。 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(規則への委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 28 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 12 月 27 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

(助成の適用)

2 この条例の規定による医療費の助成は、施行日以後に医療機関において受ける医療について適用し、施行日前に医療機関において受けた医療については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 12 月 25 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 21 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日条例第 19 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(子ども医療費の助成に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る子ども医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 6 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成 24 年 8 月 1 日においてこの条例による改正後の勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により新たに助成の対象となった者が、平成 24 年 10 月 1 日までに改正後の条例第 4 条第 1 項の規定による受給者証の交付申請及び改正後の条例第 7 条の規定による助成の申請をしたときは、平成 24 年 8 月 1 日以後に当該保険給付の事由が発生した医療費(助成の対象となった期間の医療費に限る。)について助成するものとする。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 17 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 28 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日条例第 9 号)

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 22 日条例第 7 号)

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 19 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 20 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。